

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（案）、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（案）及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（案）に関する御意見の募集について

令和 7 年 10 月 20 日
こども家庭庁支援局総務課
こども性暴力防止法施行準備室

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（案）、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（案）及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（案）について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和 7 年10月20日（月）～令和 7 年11月18日（火）（必着）

2. 御意見募集対象

- （1）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（案）について（概要）【別紙 1】
- （2）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（案）について（概要）【別紙 2】
- （3）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（案）について（概要）【別紙 3】

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（案）等に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンを

クリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：kodomokatei.dbs [atmark] cfa.go.jp

「こども家庭庁支援局総務課こども性暴力防止法施行準備室」宛て

※ スпамメール防止のため@を「[atmark]」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-6003東京都千代田区霞ヶ関3-2-5霞が関ビルディング20階
こども家庭庁支援局総務課こども性暴力防止法施行準備室宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名、住所及び連絡先を、法人の場合は、法人名、所在地及び連絡先を記入してください(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。